

平成24年度  
新宿区立公園内運動施設指定管理者の  
管理業務に係る事業評価報告書

平成25年9月

新宿区立生涯学習施設指定管理者評価委員会

## I 事業評価の目的

新宿区立公園内運動施設（以下、「公園内運動施設」という。）は、区民にスポーツ活動等の場を提供するとともに、これらの活動を行う団体を育成し、支援することにより、区民と共にスポーツ活動等の振興を図るために設置されました。区では、公園内運動施設の管理運営について、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、区の外郭団体である公益財団法人新宿未来創造財団（平成 21 年度まで財団法人新宿区生涯学習財団）を非公募で指定管理者に指定しています。指定管理者の指定期間は平成 23～27 年度の 5 年間とし、指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、区と指定管理者が締結する基本協定書や指定管理者から提出される事業計画書で定めています。

公園内運動施設の管理運営に関しては、基本協定書に基づき適正かつ確実なサービスが提供されているか、指定管理者の自己評価等により施設の設置目的に沿って運営し、利用者サービス及び利用率の向上がなされたかを検証するため、毎年度終了後指定管理者の管理運営業務に係る事業評価を実施することとしています。

評価は、公正を期すために第三者の目でチェックを行います。評価結果については、今後の管理運営業務に反映させてよりよいサービスを提供するために、指定管理者にも通知することとします。

## II 評価の概要

評価は、「新宿区立生涯学習施設の指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

### 1 評価者

(1) 名 称 生涯学習施設指定管理者評価委員会

(2) 委 員

阿部 かおり （公認会計士）

間野 義之 （早稲田大学スポーツ科学学術院教授）

今泉 清隆 （新宿区体育協会会長）

熊澤 武 （総合政策部情報政策課長・委員長）

菅野 秀昭 （福祉部介護保険課長）

### 2 評価スケジュール

(1) 開催日時 平成 25 年 7 月 30 日（火） 10 時 30 分～16 時 30 分

(2) 開催場所

①施設視察 大久保スポーツプラザ、西戸山生涯学習館、落合中央公園野球場・庭球場、新宿コズミックスポーツセンター

②評価委員会 新宿コズミックセンター 3階 小会議室

### 3 評価項目

- (1) 施設の運営に関わること
- (2) 施設建物及び設備の管理に関わること
- (3) 利用者サービスに関わること
- (4) 職員に関わること
- (5) 管理運営経費に関わること

### 4 評価対象資料

指定管理者から提出された平成24年度事業計画書、実績報告書及び自己評価表をもとに、評価委員会当日の指定管理者からの事業説明及び質疑応答により、評価を行いました。

### 5 評価方法

各評価委員が評価項目ごとの個別評価及び総合評価を行い、各表会員の総合評価の平均値により全体評価を決定しました。

全体評価は、下記のとおりとします。

項目の平均値が3.5以上	の場合	: 4 (優良)
2.5以上3.5未満	の場合	: 3 (良)
1.5以上2.5未満	の場合	: 2 (要努力)
1.0以上1.5未満	の場合	: 1 (課題あり)

### 6 総合評価意見

○施設設備の老朽化等に対して、自主財源を用いて改善に努めている、今後も自主財源の投入を増やしてほしい。予約申し込み方法に不公平さを助長している可能性があるため、改善を期待する。

評価委員による全体評価(集計用)

施設名 : 公園内運動施設

		A	B	C	D	E	合計	平均
個別評価	1 施設の運営に関わること	3	4	3	3	4	17	3.4
	2 施設建物及び設備の管理に関わること	3	4	3	3	4	17	3.4
	3 利用者サービスに関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
	4 職員教育に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
	5 管理運営経費に関わること	3	4	4	4	4	19	3.8
総合評価		3	4	3	3	4	17	3.4
全体評価		3(良)						

注1 各評価委員の個別評価は、優良が『4』、良が『3』、要努力が『2』、課題ありが『1』となります。

注2 全体評価は、各評価委員による「総合評価」の平均値により次のとおりとします。

- \* 総合評価の平均値が
- |            |     |     |      |
|------------|-----|-----|------|
| 3.5以上      | の場合 | 『4』 | 優良   |
| 2.5以上3.5未満 | の場合 | 『3』 | 良    |
| 1.5以上2.5未満 | の場合 | 『2』 | 要努力  |
| 1.0以上1.5未満 | の場合 | 『1』 | 課題あり |

【評価委員の意見】

- 自主事業は、公園内運動施設での実施が難しいのではないかと？
- 施設設備の老朽化等に対して、自主財源を用いて積極的に改善に努めている。予約申し込み方法に不公平さを助長している可能性があるようなので、区と協議のうえ改善を期待したい。
- 人気のある施設だが、更なる利用者サービスの向上に努力願いたい。
- 収入増も順調であり、継続を希望する。今後は更に、自主財源の投入を増やしてほしい。

別紙1 公園内運動施設の施設管理状況概要

1 施設概要

名称(所在地)	種 別	面数	面積	開 設
西戸山公園野球場 (新宿区百人町四丁目1番)	全面人工芝・ナイター照明	1	7,920㎡	昭和28年
落合中央公園野球場 (新宿区上落合一丁目2番)	全面人工芝・ナイター照明	1	7,506㎡	昭和47年
西落合公園少年野球場 (新宿区西落合二丁目19番)	クレー	1	5,304㎡	昭和42年
落合中央公園庭球場 (新宿区上落合一丁目2番)	全面人工芝・ナイター照明	1	934㎡	昭和47年 平成20年改修
甘泉園公園庭球場 (新宿区西早稲田三丁目5番)	全天候型	2	1,535㎡	昭和40年
西落合公園庭球場 (新宿区西落合二丁目19番)	全面人工芝	2	1,538㎡	昭和44年
妙正寺川公園運動広場 (中野区松が丘一丁目33番)	クレー	1	9,594㎡	平成9年

2 開場時間等

名 称	開場時間及び利用時間		休場日
西戸山公園野 球場	4月～9月	午前6時～午後9時	12月29日から翌年の1月3日まで の日
	10月	午前7時～午後9時	
	11月	午前7時～午後5時	
	12月～3月	午前9時～午後5時	
落合中央公園 野球場	4月～6月	午前6時～午後9時	12月29日から翌年の1月3日まで の日
	7月～8月	午前6時～午後10時	
	9月	午前6時～午後9時	
	10月	午前7時～午後9時	
	11月	午前7時～午後5時	
西落合公園少 年野球場	4月～5月	午前9時～午後5時	①毎月第1金曜日及び第3金曜日 (ただし、その日が休日の場合 は、直前の休日でない日) ②12月29日から翌年の1月3日ま での日
	6月	午前9時～午後7時	
	7月	午前7時～午後7時	
	8月～9月	午前8時～午後6時	
	10月～11月	午前9時～午後5時	
	12月～1月	午前9時～午後3時	
落合中央公園 庭球場	4月～6月	午前6時～午後9時	12月29日から翌年の1月3日まで の日
	7月～8月	午前6時～午後10時	
	9月～10月	午前6時～午後9時	
	11月	午前7時～午後5時	
	12月～3月	午前9時～午後5時	

甘泉園公園庭球場	4月～5月	午前9時～午後5時	12月29日から翌年の1月3日までの日
	6月	午前9時～午後7時	
	7月	午前7時～午後7時	
	8月～9月	午前8時～午後6時	
	10月～11月	午前9時～午後5時	
	12月～1月	午前9時～午後3時	
	2月～3月	午前9時～午後5時	
西落合公園庭球場	4月～5月	午前9時～午後5時	①毎月第1金曜日及び第3金曜日(ただし、その日が休日の場合は、直前の休日でない日) ②12月29日から翌年の1月3日までの日
	6月	午前9時～午後7時	
	7月	午前7時～午後7時	
	8月～9月	午前8時～午後6時	
	10月～11月	午前9時～午後5時	
	12月～1月	午前9時～午後3時	
	2月～3月	午前9時～午後5時	
妙正寺川公園運動広場	4月～5月	午前9時～午後5時	①毎月の1日から15日までの日 ②12月28日から12月31日までの日
	6月～8月	午前9時～午後7時	
	9月～3月	午前9時～午後5時	

### 3 指定管理者

(1) 名称 公益財団法人 新宿未来創造財団 理事長 永木 秀人

(2) 所在地 東京都新宿区大久保三丁目1番2号

新宿区立新宿コズミックスポーツセンター内

(3) 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 評価期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 業務の範囲

新宿区立公園における運動施設の管理及び運営に関する条例(平成9年新宿区条例第15号。以下「条例」という。)第3条に規定する以下の業務とする。

- ・公園内運動施設の利用に関する業務
- ・スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関する業務
- ・条例第18条に規定する団体登録、条例第19条に規定する利用の承認、条例第20条に規定する利用の不承認及び条例第21条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- ・条例第24条に規定する利用料金の納入、条例第26条に規定する利用料金の減免及び条例第27条に規定する利用料金の返還に関する業務
- ・運動施設の施設、付帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- ・その他運動施設の管理に関し、新宿区が必要と認める業務

3 運営状況

(1)施設の利用状況

施設名	平成24年度			平成23年度		
	人数	貸切 利用件数	利用率	人数	貸切 利用件数	利用率
西戸山公園 野球場	41,505	1,506	79.2%	37,766	1,294	79.4%
落合中央公園 野球場	37,986	1,247	62.3%	30,426	1,048	64.6%
西落合公園 少年野球場 (野球利用)	17,446	585	41.3%	15,105	555	38.7%
甘泉園公園 庭球場	12,288	2,353	96.2%	12,695	2,460	96.2%
西落合公園 庭球場	14,471	2,495	92.5%	11,753	2,368	89.6%
落合中央公園 庭球場	7,259	1,724	92.8%	6,508	1,586	94.4%
妙正寺川公園 運動広場	13,386	449	72.3%	13,534	403	60.9%
合計	144,341	10,359	80.1%	127,787	9,714	77.1%

(2) 収支状況

① 収入

項目	平成24年度	平成23年度
	金額 (円)	金額 (円)
利用料金収入	25,202,475	21,002,750
協定事業収入	1,057,764	983,260
指定管理料等収入	31,635,000	33,224,000
自主財源投入	2,623,845	0
収入合計	60,519,084	55,210,010

② 支出

項目	平成24年度	平成23年度
	金額 (円)	金額 (円)
人件費	25,080,183	23,062,893
会議費	0	0
通信運搬費	775,510	698,000
消耗品費	3,525,903	2,426,794
修繕費	2,625,000	2,366,070
印刷製本費	0	0
燃料費	37,947	37,297
光熱水費	7,025,318	6,231,782
使用料及び賃借料	0	0
保険料	87,020	85,480
諸謝金	0	63,000
租税公課	2,735,840	4,640,401
支払負担金	0	0
委託費	6,458,950	5,116,899
支払手数料	48,334	70,356
固定資産取得費	560,700	0
支出合計	48,960,705	44,798,972

自主財源からの支出

	平成24年度	平成23年度
	修繕費	2,623,845
支出合計	2,623,845	0
総支出	51,584,550	44,798,972

## 新宿区立生涯学習施設の指定管理者の 管理業務に係わる事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習施設の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行う生涯学習施設に関する評価(以下「評価」という。)を行うため、生涯学習施設指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は次の施設の評価を行う。

- (1) 新宿区立新宿スポーツセンター
- (2) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター
- (3) 新宿区立大久保スポーツプラザ
- (4) 新宿区立公園内運動施設
- (5) 新宿区立生涯学習館

3 委員会は年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって廃止する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織する。

- (1) 外部有識者 3名
- (2) 内部委員 2名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日又は任命した日から評価の終了の日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、地域文化部長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 委員会は、指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める書類について、別紙評価表により評価するものとする。

2 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。



(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域文化部生涯学習コミュニティ課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年6月16日地域文化部長決定)

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。